

令和6年度 第1回鴨川市水道事業運営委員会 会議録

日 時： 令和6年5月9日（木） 15時00分から

場 所： 鴨川市水道課1階会議室

出席者： 中村 康仁、鈴木 一男、渥美 俊行、田仲 重郎、和泉 良史

欠席者： 梶 恵子、相原 一彦

事務局： 市長：長谷川 孝夫

水道課長：佐藤 信二、課長補佐：鈴木 武志、

業務係長：乾 陽介、工務係長：山田 英則、浄水係長：吉村 洋介

傍聴者： 2名

1 開会

（進行：事務局 鈴木補佐）

皆さん、こんにちは。それでは、少し定刻を過ぎましたが、ただいまから、令和6年度第1回鴨川市水道事業運営委員会を開催させていただきます。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。本日の進行を務めさせていただきます、水道課の鈴木です。どうぞ、よろしくお願いいたします。

最初に、配布資料の確認をさせていただきます。まずは、事前に配布させていただきました、「会議次第」、「委員名簿」、「附属機関設置条例」、「議案1 令和5年度鴨川市水道事業会計予算繰越計算書について」、「議案1 説明資料 令和5年度鴨川市水道事業会計予算繰越計算書（案）」、本日配布させていただきました、「令和6年度第1回水道事業運営委員会資料」、以上でございます。資料の配布もれ等、ございませんでしょうか。

続きまして、本日の会議の取り扱いについて、ご説明させていただきます。本日の会議は、鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領等により、会議を公開することといたします。なお、会議録を作成し公開するため、録音させていただきます。

本日、梶恵子委員さん、相原一彦委員さんより、欠席の届出がございました。本日の出席委員は5名でございます。鴨川市附属機関設置条例第5条第2項の

規定により、過半数を超えておりますので、本委員会は成立いたしますことをご報告させていただきます。

また、新年度になりまして、職員も異動がございましたので、ここで自己紹介をさせていただきます。佐藤課長より順次お願いいたします。

(佐藤課長)

この4月より水道課長を拝命しました、佐藤信二と申します。仕事も初めての水道課勤務ということもございまして不慣れな点等ございますが、皆様にはご迷惑をおかけする場面もあろうかと思いますが、1日も早く業務も覚えて対応できるようしてまいりたいと思いますので、以降、どうぞよろしくお願いをいたします。

(鈴木課長補佐)

水道課課長補佐の鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

(乾業務係長)

水道課、業務係長の乾と申します。よろしくお願いいたします。

(山田工務係長)

水道課工務係長の山田でございます。よろしくお願いいたします。

(吉村浄水係長)

水道課浄水係長の吉村と申します。よろしくお願いいたします。

(進行：事務局 鈴木補佐)

以上で職員の紹介を終わります。

2 市長あいさつ

(進行：事務局 鈴木補佐)

開会にあたりまして、長谷川市長からあいさつを申し上げます。

(長谷川市長)

大変遅参しましたことを心からお詫び申し上げながら、ご挨拶の方をさせていただきたいと存じます。ただいまご案内させていただきましたように、本年度、新しい年度になりまして、今までの水道課長であった角田課長でありました、今ここにも来ていただいておりますのでございますが、今度、経済建設部長の方に上がりましてわけですから、佐藤が今度担当することになりました。今までと変わらず、皆さんからいろんなご指導をいただければ大変ありがたいとこのように思っているところでございますので、よろしくどうぞお願い申し上げたいと思います。さて、大変鴨川の房州の野山も一段と緑、新緑が増してきたところでありまして、まさに一年のうちで、私にとりましては一番いい季節がやってきたのかなと、こんなような気がしているところでございます。

また、そうした中、こうしてお忙しい中、本市の水道事業を運営委員会にご出席をいただきました委員の皆様方に対しまして、心から御礼を申し上げさせていただきます。ありがとうございます。

既にご案内のとおりでございますが、令和5年度の水道事業会計予算繰越計算書について、ご検討をいただくということでございます。ご案内のように、この予算繰越計算書についてでございますが、公営企業の場合につきましては、建設事業、建設改良事業等々によりまして、本来ならば今で言いますと、5年度中にやらなければいけなかった仕事が、工事が、なかなか難しい状況が発生しまして、その支払い義務の発生が翌年度、つまり令和6年度になることが明らかかな場合には、翌年度に繰り越して使用することができるという約束がございます。そして、この中で、その繰り越し計算につきまして、会計につきまして、来る6月の議会の中で報告をしていかなければならない、そういう約束があるわけございまして、そこに提出をさせていただく議案につきまして、内容につきまして、今日お諮りさせていただくということになっております。簡単に言うならば、本来ならば5年度中にやらなければいけない事業について、6年度にやりますよということのご了解を皆さん方に得させていただくということでございますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

細かい点につきましては、この後、事務局よりご説明させていただきますの

で、皆さん方から忌憚のないご意見等々を頂戴できれば大変ありがたいと思っておりますので、よろしくどうぞお願い申し上げまして、冒頭の挨拶に関して、よろしくどうぞお願いいたします。ありがとうございます。

3 議事

(進行：事務局 鈴木補佐)

それでは会議に入りたいと存じます。鴨川市附属機関設置条例第5条第1項の規定により、会長が議長となることとなっております。

これより進行を、中村会長さんをお願いしたいと存じます。よろしくお願い致します。

(中村会長)

改めまして、皆さんこんにちは。本日は、大変お忙しい中、お集まりいただきまして、心より御礼申し上げます。それでは、議事進行は、座って進めさせていただきます。

本日の会議録の確認をしていただく、委員さんにつきましては、鈴木一男委員さんと渥美俊行委員さんを指名いたします。よろしくお願い致します。

それでは、早速、議事を進めさせていただきます。「議案1 令和5年度鴨川市水道事業会計予算繰越計算書について」、事務局より説明をお願いいたします。

(佐藤課長)

それでは、議案の説明をさせていただきます。恐れ入りますが着座にて失礼をいたします。「議案1 説明資料」と、併せて本日お配りしました「令和6年度第1回水道事業運営委員会資料」の1ページをご覧いただきたいと存じます。

令和6年第2回市議会定例会に提出いたします報告といたしまして、「令和5年度鴨川市水道事業会計予算繰越計算書について」でございます。これから申し上げる事業につきましては、いずれも令和5年度中に発注いたしました工事等の完成が見込めないものでございまして、地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき、令和6年度での支払をするための繰越手続きを行わせていただきたいものでございます。

今般、これらの事業につきまして、地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定に基づく繰越計算書を調製し市議会にご報告をいたすものでございまして、あらかじめ運営委員の皆様にご報告を申し上げるものでございます。議案説明資料の繰越計算書（案）をご覧いただきたいと存じます。

これからご説明する繰越事業につきましては、事業を運営するための営業収支等の収益的収支予算の繰越ではございませんが、その収益を得るための固定資産の構築や改良等を行います資本的収支予算の繰越を行うものでございます。

まず、表の左から第 1 款資本的支出、第 1 項建設改良事業費でございまして、今回工事請負費を 5 件、委託料を 1 件、合計 6 件の設備費を繰越いたしたものでございます。

繰越の理由でございしますが、右の説明欄にありますとおり、資材の入手に時間を要したもののほか、夏期の需要期前に完了を目指すため、発注当初より繰越することを前提として実施したもの等がございします。

それでは各案件のご説明をさせていただきます。

まず 1 点目、保台浄水場非常用発電設備 A V R 更新工事では、故障した非常用発電設備 A V R を更新するものでございますが、この A V R は受注生産であり、入手に時間を要するものでございまして、翌年度繰越額は 291 万 5,000 円でございます。この財源内訳は、損益勘定留保資金が 291 万 5,000 円の全額でございます。なお、A V R とは、自動電圧調整器のことで、交流発電機などの電圧を自動的に精度を高く一定に保つための装置のことでございます。

2 点目、横渚浄水場 3 号原水ポンプ更新工事では、契約当初より繰越工事といたしまして、故障し使用不能である 3 号原水ポンプを、夏の需要期を迎える前に工事完了を目指すためでございまして、翌年度繰越額は 231 万円、財源内訳は損益勘定留保資金が 231 万円の全額でございます。

3 点目、石上配水場残留塩素計更新工事では、残留塩素計は受注生産品であり、測定レンジの調整等に時間を要するものでございまして、翌年度繰越額は 374 万円で、財源内訳は企業債が 340 万円、損益勘定留保

資金が 34 万円でございます。

4 点目、広場地区配水管布設替工事では、契約当初より繰越工事といったしまして、水量不足解消を図るため、早期に新たな水道管を布設する必要がございまして、翌年度繰越額は 1 億 1,176 万円、財源内訳は企業債が 1 億 120 万円、損益勘定留保資金が 1,056 万円でございます。

5 点目、市道八景線外配水管布設工事では、先ほどの 4 点目の理由と同様でございまして、翌年度繰越額は 1,373 万 9,000 円、財源内訳は企業債が 1,240 万円、損益勘定留保資金が 133 万 9,000 円でございます。

6 点目、花輪橋水管橋架設実施設計業務では、発注当初から繰越を念頭に行ったもので、現在漏水をしており、修繕不可能な橋梁添架管の更新工事を行うためのもので、早期に新たな水管橋を建設する必要が生じたためでございまして、翌年度繰越額は 2,032 万 8,000 円、財源内訳は損益勘定留保資金が 2,032 万 8,000 円の全額でございます。

以上で、議案第 1 の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

(中村会長)

説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。ご質疑ございますでしょうか。

ご質問が無いようですので、ただ今の件につきまして、承認ということで、ご異議ございませんでしょうか。

== 異議なしの声 ==

(中村会長)

ご異議なしと認め、「議案 1 令和 5 年度鴨川市水道事業会計予算繰越計算書について」は、原案のとおり報告することに、決定いたしました。

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。これをもちまして、議長の職を解かせていただきます。議事進行につきまして、ご協力をいただき、ありがとうございました。

4 その他

(進行：事務局 鈴木補佐)

会長ありがとうございました。それでは、次第の4「その他」といたしまして、何かございますでしょうか。

特に無いようであれば、事務局の方から報告がございますので、水道課長から説明させていただきます。

(佐藤課長)

それでは、統合・広域化の取組についてご説明をさせていただきます。着座にて失礼いたします。

統合・広域化の経緯等につきましては、特に資料はご用意しておりませんが、以前よりお話ししているところでもございますが、振り返りの意味も含めまして、お聞きいただければと存じます。

まず、水道法において、水道事業は原則として市町村が経営するものとされており、市町村の行政区域を超えた適切な地域設定による広域水道は、水質資源の広域的利用や重複投資を避けた施設の合理的利用により、水道事業の財政面や技術面の強化につながることを期待されております。そこで、水道事業体の運営基盤の強化、水質事故・震災などの災害時の緊急時対応、技術職員の確保・継承、合理的な施設の整備・更新、県内用水供給料金の格差縮小など、一つの事業体では解決し得ない様々な課題に広域的に対処し、安全で良質な水を将来にわたって、安定的に供給したていくために、現在、統合・広域化の取り組みを進めているところでございます。

そこで、南房総地域末端給水事業体の統合・広域化の取り組みにつきましては、平成13年に千葉県行政改革の一環により、県内水道のあり方が検討されたことが始まりでございます。

その後、平成19年2月に「これからの千葉県内水道について(提言)」が取りまとめられ、以降、検討がされ、平成27年9月に「県内水道の統合・広域化の進め方(取組方針)」がまとめられたものでございます。

これを契機に、千葉県のリーディングケースとして「九十九里・南房総地域の

用水供給事業体と県営水道との統合」の議論が開始され、南房総地域では、夷隅地域の勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町、安房地域の館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町、三芳水道企業団の5市3町1企業団の構成団体で、末端給水事業の統合・広域化の検討を進めてまいりました。

具体的な取り組みとしては、平成27年度に南房総地域の用水供給事業を行っている南房総広域水道事業団を事務局として、南房総地域末端給水事業統合研究会を設置いたしまして、平成27～28年度にかけて本地域の水道広域化に係る基礎調査を実施いたしました。この調査の結果を踏まえまして、平成29年度に基本構想を策定したところでございます。この基本構想では、夷隅地域・安房地域のそれぞれの区域の区域で統合するパターンと南房総地域全体で統合するパターンの2つのパターンを検証した結果、夷隅地域・安房地域それぞれの区域内で統合する方が、事業統合の効果を発揮しやすい環境にあることが見込まれるとの結論に至っております。

この研究会では、南房総地域広域化基本構想の案を作成し、平成30年2月に各町の長による承認を受け、成案となっております。

その後、令和2年8月に各市町の長により、南房総地域統合広域化に係る覚書を交わし、安房地域では統合協議会を設置するための協議の場を既存の安房郡市水道事業連絡協議会へ移し、統合する区域が同一である安房郡市広域市町村圏事務組合を事務局として、統合協議会を設置することの合意が得られ、令和3年12月に安房郡市広域市町村圏事務組合規約に水道事業の統合に関することを加え、各市町の議会による規約変更の手続きを経て、令和4年3月に安房地域水道事業統合協議会、こちらは館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町、三芳水道企業団で構成されております、が設立されたところでございます。

この協議会が設立されたことによりまして、令和4年度から具体的な協議が行われ、当初は、令和7年4月の統合を目指したところでございますが、令和6年1月に開催された「九十九里地域・南房総地域の水道水供給事業体と県営水道の統合協議会」において、水道用水供給事業体の統合時期を令和7年4月から令和8年4月を目途に見直すことが決定いたしました。

このことから、安房地域水道事業統合協議会においても、水道用水供給料金を含めた水道用水供給事業体の統合協議が進まない状況では、安房地域の財政

収支見込み等を検討できないことから、統合時期を1年延期する決定をしたものでございます。

現在の状況につきましては、前回、令和5年度第4回水道事業運営委員会で、ご報告させていただいたところですが、その後、今日までに特段の動きはございません。まずは、令和6年8月頃までに、統合後の県の取組と並行して、安房地域の財政収支見込み等を検討し、令和6年12月に各市町議会に報告後、統合基本計画(案)の策定、その後、令和7年3月には、手続きを経て、統合基本計画の策定及び基本協定の締結を予定しているところでございます。

なお、統合・広域化の取組状況についての資料は、本日お配りした令和6年度第1回水道事業運営委員会資料の2ページに令和5年度に実施いたしました統合協議に係る会議等を日付順に書かせていただいておりますので後ほどご確認を頂ければと存じます。

報告は以上でございます。

(進行：事務局 鈴木補佐)

質問等ございますでしょうか。

それでは、ご質問がないようですので以上とさせていただきます。

以上をもちまして、令和6年度第1回鴨川市水道事業運営委員会を終了させていただきます。長時間にわたり誠にありがとうございました。

令和6年5月30日

会議録署名人 鈴木 一男

会議録署名人 渥美 俊行